

富士市立高等学校 「いじめの防止等基本的な方針」

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

いじめとは、「生徒に対し、本校生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含む）であって、生徒本人が心身の苦痛を感じているもの」です。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ インターネット上やSNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1つ1つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、いじめに本人が気づかない場合もあるので、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認する必要があります。特定の教職員にのみによることなく、本校におけるいじめ防止等対策委員会を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に 重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しています。

さらに、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、HRや部活動等の所属集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、「傍観者」として見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいたりすることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から、指導及び支援していく必要があります。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒にもどこでも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる、入れ替わるという事実を踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められます。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなっていきます。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

第2章 組織の設置

1 設置の目的

校内におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うために常設の組織を設置します。

2 名称及び構成者

「いじめ防止等対策委員会」

校長、副校長、教頭、事務長、各学年主任、生徒課長、教育相談課長、養護教諭

*いじめの事案ごとに、スクールカウンセラー等関係職員を委員として加えることができます。

*必要に応じて、関係外部専門家が参加することができます。

3 役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組みの実施、年間計画の作成・実行・検証・修正します。
- (2) 教職員の共通理解と啓発をします。
- (3) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の窓口・中心となります。
- (4) 発見されたいじめ事案へ組織的に対応します。
- (5) 事案によっては、外部の組織、専門家（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）へ依頼をします。
- (6) 重大事件へ中心となって対応します。

第3章 いじめの防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、生徒をいじめに向かわせない未然防止が重要であり、すべての教職員が取り組みます。

未然防止の最大の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校をつくることです。

さらに、本校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

(1) いじめ未然防止の方法

- ①思いやりのある「豊かな人間性」と人権感覚を育成します。
 - ・本校の教育活動全体で実施します。(毎日)
 - ・10分間の「朝読書」を活用します。(毎日)
- ②学ぶ喜びを実感できる「魅力ある授業」を目指します。
 - ・上記テーマによる個人研究を実施します(通年)
 - ・研修週間による公開授業を実施します(6月)
- ③自己有用感・自己肯定感、心の通う人間関係を構築する能力を育成します。
 - ・部活動は登録を推奨します。
 - ・探究(総合的な探究の時間)、教科別探究授業(学校設定科目)での「人間関係づくりプログラム」において、ワーキンググループで協同学習とプレゼンテーションの場を活用します。(通年)
 - ・地域交流課主催のイベント参加を促します。(年3回以上)
 - ・生徒会中心となり、生徒会行事に取り組みます。
 - ・HR活動を活用します。
- ④モラルやマナーの向上を目指します。
 - ・授業を必ずチャイムで開始します。
 - ・生徒目線に立った生活指導(服装、頭髪等)を実践します。
 - ・遅刻防止のための昇降口指導を行います。
- ⑤家庭と連携します。

[方法]欠席時は必ず保護者と直接連絡を取ります。(C ラーニング等)
年1回保護者との面談を実施します。
PTA学年別懇談会を実施します。
保護者用「学校生活(学校評価)に関するアンケート」を実施します。
- ⑥困り感、人間関係のトラブル等のある生徒や長期欠席生徒の情報を共有します。

[方法]情報交換シートに情報を入力し、全教員で情報を共有します。
- ⑦カウンセリング室、保健室との連携と情報を共有します。
 - ・養護教諭、教育相談課長、カウンセラー → 学年主任 → 担任
- ⑧スマートフォン、インターネット上の対策をします。
 - ・全校生徒対象に「情報モラル講演会」を実施します。
 - ・「学校ネットパトロール」を民間委託します。

第4章 いじめの早期発見、対策の検証・評価

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める必要があります。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

(1) いじめの早期発見の方法

- ①定期的な個人面談をします。
 [回数]年2回(1学期始め、2学期始め)
 [方法]1週間の面接週間(45分授業)を設定し、放課後、HR担当がHR生徒全員と個別面談を実施します。
- ②定期的なアンケート調査をします。
 [回数]年2回(前期9月、後期1,2月)
 [方法]「学校生活(友人関係)に関するアンケート」を実施します。
- ③生徒一人ひとりの状況を把握します。
 [回数]年3回(5月、10月、1月)
 [方法]「こころの問診票」を実施します。
- ④生徒支援のための情報交換会を実施します。(毎週火曜日5時限目)

第5章 いじめの未然防止、早期発見、対策の検証・評価の年間計画

月	計 画 内 容
4月	学校適応感尺度(ASSESS)【1・2年】 面接週間【全生徒】 情報モラル講演会【全生徒】
5月	「こころの問診票」【全生徒】「こころの問診票」を基にしたSCによる個別面談【該当生徒】 地域交流課イベント「人工芝で遊ぼうー未就園児対象ー」【希望者】
6月	南稜祭(文化の部)【全生徒】 研修週間(全教員)
7月	三者面談【全生徒・保護者】
8月	教職員研修「教育相談」(全教員)
9月	面接週間【全生徒】 学校生活(友人関係)に関するアンケート【全生徒】
10月	南稜祭(体育の部)【全生徒】 地域交流課イベント「人工芝で遊ぼうー未就園児対象ー」【希望者】 地域交流課イベント「学校 De Englishー小学生対象ー」【希望者】
11月	研修週間(全教員) 夏季教職員研修報告会(全教員) 生徒による授業評価【全生徒】
12月	球技大会【全生徒】 取組評価アンケート【全生徒・保護者】(全教員)
1月	学校生活(友人関係)に関するアンケート【3年】
2月	学校生活(友人関係)に関するアンケート【1・2年】

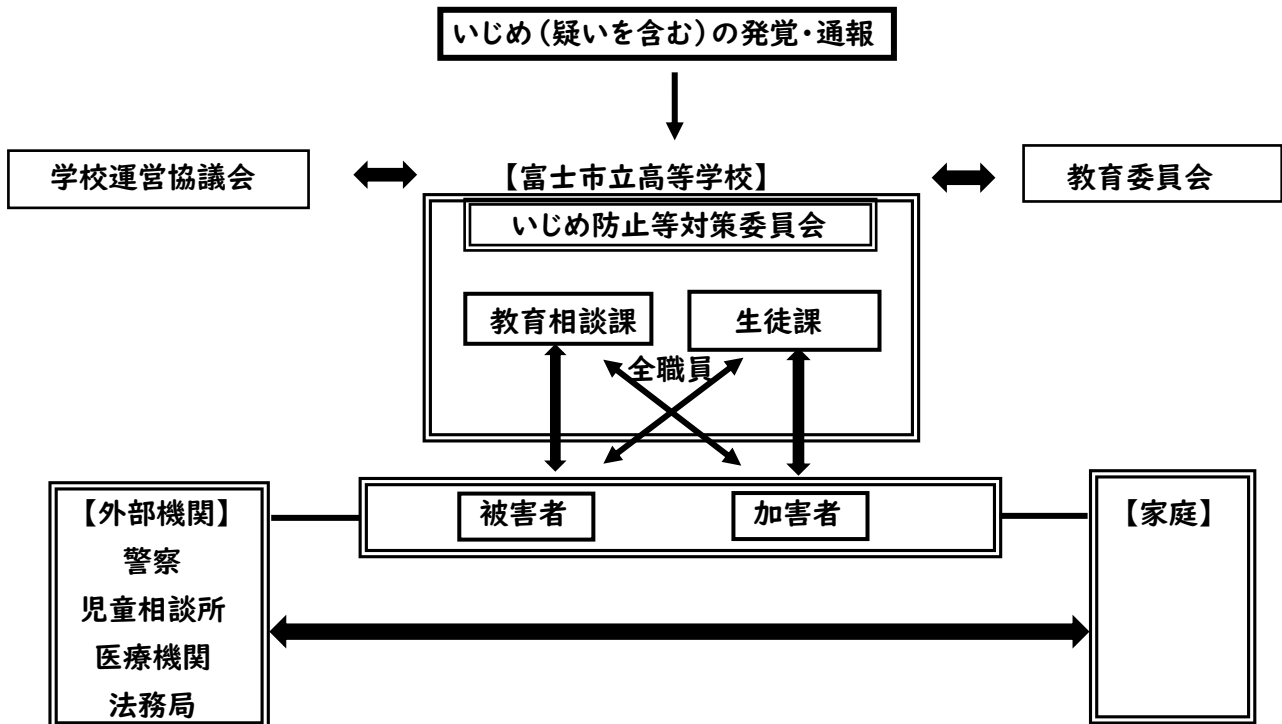
第6章 いじめに対する措置

1 いじめの対処

いじめ(疑いを含む)の発覚・通報があった場合、学校は直ちに、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめ防止等対策委員会を招集し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じPTAと学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を活用し、警察等の外部関係機関と連携します。

2 組織図



3 組織的な対応

いじめ(疑いを含む)の発覚・通報があった場合は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、関係職員と連携し、速やかに対応します。

いじめが確認された場合は、被害・加害児童生徒の保護者と富士市教育委員会に事実関係を報告します。

(1) 生徒課の主な役割

- ・加害生徒、関係生徒から事情を聴取し、いじめの内容、背景等について客観的な事実関係を調査します。
- ・被害生徒の心のケアに努めながら、事実関係の確認も行います。
- ・加害生徒への生徒指導計画等を作成し、その中心となります。

(2) 教育相談室の主な役割

- ・被害生徒から、いじめの内容等の事情を聴取します。
- ・スクールカウンセラーの協力のもと、被害生徒とその保護者に対する支援を継続的に行います。
- ・加害生徒への生徒指導終了後、生育歴等を解明し、いじめの再発に努めます。

(3) その他

- ・ネット上で名誉毀損やプライバシー侵害等の不適切な書き込み等については、速やかに削除を求める措置を講じます。

4 関係機関との連携

いじめの事態収拾に向け、外部機関との連携が有効な手段と認められる場合は、警察、児童相談所、医療機関、法務局と連携します。

(1) 警察に相談する場合

本校や富士市教育委員会は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、本校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処します。

(2) 警察署に通報する場合

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

第7章 重大事態への対処

1 重大事態のケース

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ア 生徒が自殺を画策した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 精神性の疾患を発症した場合
- エ 金銭を奪い取られた場合

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間(30日程度)、学校を欠席しているとき

(3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

2 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態についての調査組織

重大事態が発生した場合、本校は富士市教育委員会に報告し、富士市教育委員会の判断のもと、学校内に組織(「いじめ対策特別チーム」)を設けます。

校内的な影響が危惧される場合は、「CRT(静岡県こころの緊急支援チーム)」へ派遣を要請します。

(2) 組織的な調査

事態の対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。尚、生徒の入院や死亡等で、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

(3) 被害生徒・保護者への情報の提供

調査結果をもとに、速やかに重大事態の事実関係等の情報を提供します。

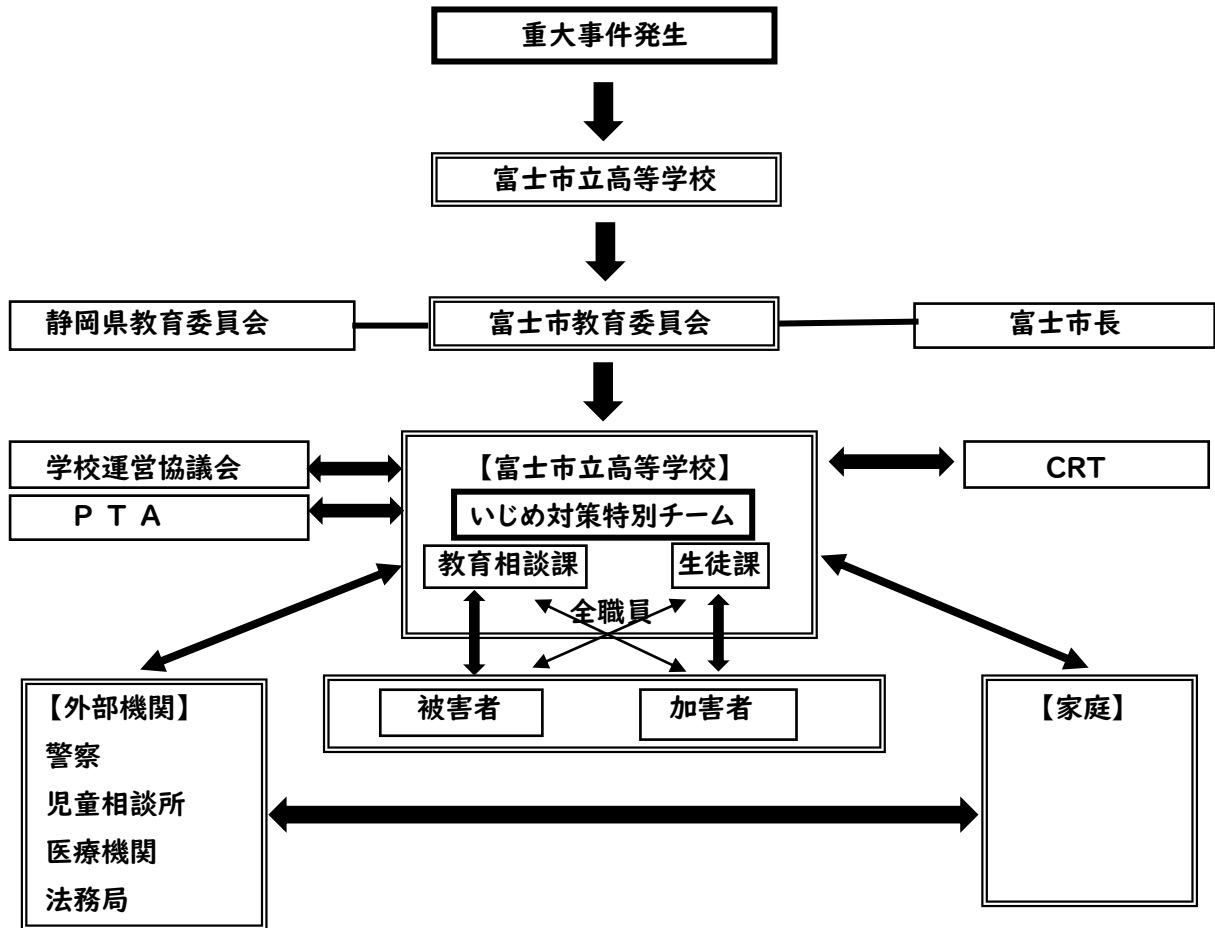
(4) 校内への対応

必要に応じて、生徒集会や保護者説明会を開催し、重大事態について学校としての対応等の説明をします。

(5) 報道への対応

個人情報保護への配慮上、正確で一貫した情報提供を行うため、報道への対応は副校長が対応します。

3 組織図



【いじめ等の相談窓口】

窓口名	連絡先
24時間子ども SOS ダイアル	0120-0-78310 (なやみ言おう)
子どもの人権 110 番	0120-007-110
一般社団法人日本いのちの電話	0120-783-556
チャイルドライン	0120-99-7777
富士警察署少年サポートセンター	0120-783-410 0545-51-0167
富士児童相談所	0545-65-2141
ハロー電話「ともしび」	055-931-8686 (沼津) 054-289-8686 (静岡)
静岡県人権啓発センター	054-221-3330